

令和 5 年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方

1 基本方針

令和 5 年度においては、令和 4 年度の考え方を概ね継続して運用していくものとし、令和 3 年度の多摩市公契約審議会の答申により示された「公契約条例の今後の課題・改善等にかかる対応方針」にある課題については引き続きその検討を行うこととするが、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用等への影響も引き続き注視しながら、臨機に対応するものとする。

また、業務委託及び指定管理業務に関する労務報酬下限額については、例年、翌年 10 月 1 日からの東京都の地域別最低賃金額を想定し、所要の調整を行ったうえで、当該下限額を設定している。

令和 5 年度の当該下限額については、東京都の地域別最低賃金額の動向を鑑みつつ、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用等への影響も踏まえ、諸般の事情を考慮し、各業務の労務報酬下限額の増額状況等を考慮した設定とする。

2 運用にあたっての考え方

令和 5 年度の労務報酬下限額等については、令和 4 年度の多摩市公契約審議会での意見を踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 労務報酬下限額

- ① 工事又は製造の請負契約
 - a 熟練労働者、一人親方・公共工事設計労務単価（R 4. 10. 1 現在）の 90 %
 - b 熟練労働者以外の者……………円
- ② 業務委託のうち市長が別に定めるもの及び指定管理協定のうち、市長等が必要であると認めたもの

公園管理業務、施設の樹木管理業務、法面維持管理業務	1, 109 円
街路樹の維持管理業務	1, 113 円
下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く） (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	1, 359 円
可燃物等の収集運搬業務	1, 114 円
学校給食センター調理等業務	1, 121 円
学校給食配達業務委託	1, 121 円
学校給食配膳業務委託	1, 109 円
上記以外の業務・指定管理協定	円

- (2) 多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合（工事における従事業種ごとの全労働者の毎月の労働時間の熟練労働者の労働時間の割合）について
全労働者の従事業種ごとの 80 % 以上とする

(3) その他重要事項について

- ① 業務委託のうち市長が別に定めるもの
 - ・令和 4 年度の対象事業は基本的には継続
 - ・令和 5 年度新規対象事業については今後の予算要求の状況を踏まえ検討

以上